



中部電力

報告の概要

2026年3月31日

中部電力株式会社

経済産業大臣と原子力規制委員会に対して、同内容の報告書を提出しております。

今回の報告の位置付け

- 今回の報告は、本年1月5日の本事案公表時に判明していた事実関係に加え、当社が現在保有している本事案に係る文書や記録類（電子媒体を含む）の調査結果等を踏まえて、現時点で事実として認定・報告できる事項及びこれを踏まえた当社の対応の方向性を報告するものです。
- なお、特定の個人の責任や名誉に関わる記述や事実の認定は極めて慎重に行う必要があることなどから、現時点で事実として認定・報告できる事項は限定的なものとなっております。
- また、本事案が基準地震動における代表波の選定結果等にどのような影響を与えたかについては確認できておりません。
- 詳細については、引き続き調査委員会の調査において明らかにしていただくとともに、今後、調査委員会から調査報告書を受領し次第、その内容を踏まえ、改めて報告をさせていただく所存です。

今回の報告範囲

今回の報告範囲（限定的な調査・整理に基づき実施）

基準地震動策定に係る事実関係の調査・整理

- ・基準地震動策定業務の実施体制・プロセス
- ・方法①②が行われた経緯、具体的方法、行為者・関与者
- ・内部からの複数回の指摘とこれへの対応
- ・2025年5月の原子力規制庁からの調査依頼の連絡以降の対応状況 等

資料調査¹⁾

関係者への聞き取り調査²⁾

委託先の調査

参考

類似事案調査³⁾

資料調査¹⁾

アンケート調査等

現時点で事実として認定・報告できる事項を踏まえた対応の方向性をとりまとめ

直接的
原因の分析

根本的
原因の分析

是正措置
立案

是正措置
実施

今後ご報告

調査委員会による調査結果を踏まえ、
必要に応じて追加調査・分析等を実施

- 資料調査¹⁾ : 今回報告時点までに実施した調査
- 類似事案調査³⁾ : 調査委員会による調査中であり、
今回報告時点で十分に実施できていない調査

当社による調査・原因分析・改善プロセス

独立した調査委員会による調査

- ・事実関係及び経緯の調査・認定
- ・上記に基づく評価・原因分析、再発防止策の提言

今後ご報告

- 1) 当社が現在保有している本事案に係る文書や記録類（電子媒体を含む）の調査
- 2) 2025年12月以降の社内調査における聞き取り調査
- 3) 本事案における「審査会合での説明内容と異なる手法で解析を実施していた」及び「意図的な方法で解析が実施されていた」疑いを踏まえ、類似事案の有無を調査

本事案の概要

浜岡原子力発電所3号炉・4号炉に関し、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の中で「統計的グリーン関数法」を用いた地震動の評価について、以下の説明をしていた。

「乱数を変えた20組の波形合成」を行い、それらの中から「減衰定数5%の擬似速度応答スペクトル20組の平均値との残差（NS、EW、UDの合計）が最小となるもの」を代表波として選定

(2019年1月18日審査会合で説明)



審査会合における説明内容とは異なり、当社が選定した代表波225ケースにおいて、以下の方法①あるいは方法②が行われているものがあった。

方法①

「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定する方法（遅くとも2012年頃以降実施）

方法②

意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成する方法（2018年以降実施）

2025年5月 原子力規制庁より、新規制基準適合性審査における基準地震動の策定に関し調査依頼の連絡あり

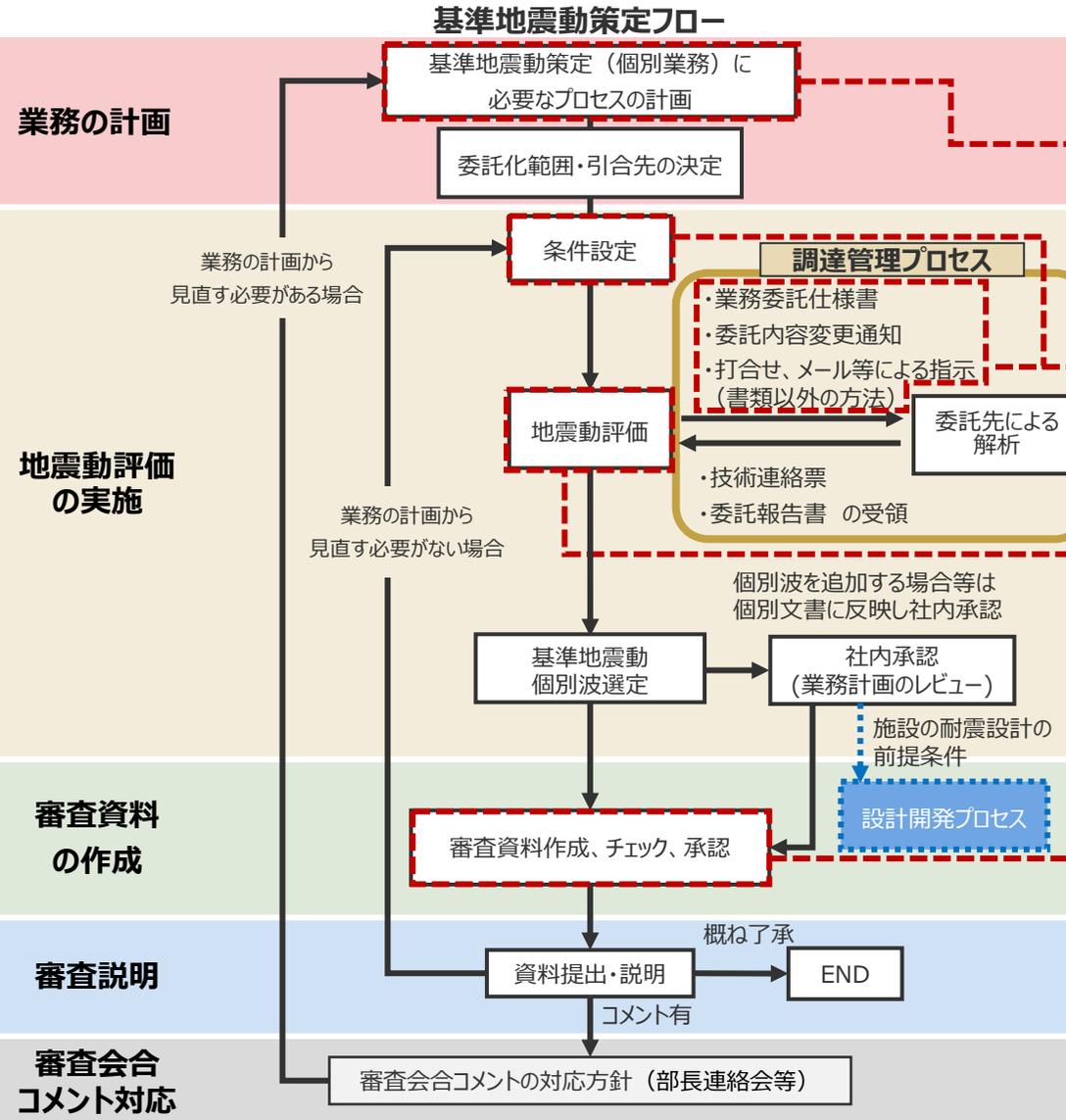
2025年12月 本事案が行われていたことを当社として確認

本事案の経緯

基準地震動策定に係る審査の経過及び本事案公表までの時系列は以下の通りである。

時期	対応経緯
遅くとも2012年頃以降	【方法①】を行い始めた時期
2014年2月	浜岡4号炉の設置変更許可申請
2015年7月	基準地震動策定に係る初回審査会合
2016年1月 ～2017年12月	海洋プレート内地震に係る審査会合
2018年以降	【方法②】を行い始めた時期
2018年9月 ～2019年1月	内陸地殻内地震に係る審査会合
2019年7月 ～2020年7月	プレート間地震，顕著な増幅を考慮した地震動評価に係る審査会合
2021年7月 ～2022年4月	震源を特定して策定する地震動評価に係る審査会合
2023年9月	基準地震動策定に係る審査会合（ 基準地震動確定 ）
2025年5月～	原子力規制庁から当社の基準地震動の策定に関する調査依頼の連絡を受け、説明を実施 10月に原子力規制庁から、委託先が作成した委託報告書等のエビデンス資料の提示要請
2025年12月	【方法①・②】が行われていたことが判明し、社内調査を開始するとともに、原子力規制庁へ報告
2026年1月	本事案を公表

基準地震動策定に係る業務プロセスについて的事实



＜業務の計画＞

■ **基準地震動策定に関する具体的かつ詳細な内容（要求事項、体制、手順等）を明確にした個別業務計画を策定していなかった***

※ 品質マネジメントシステム計画において、個別業務については、個別業務計画として、要求事項、体制、手順等を明確にすることを定めている

＜地震動評価の実施＞

■ **詳細な条件等を明確にした「業務委託仕様書」又は承認文書を作成しておらず、打合せ、メール等により委託先へ指示していた**

■ **代表波の選定に係るレビューは少人数で実施しており、そのレビューは代表波の選定根拠を文書化しなかった**

＜審査資料の作成＞

■ **ライン外専門家による技術的チェックのルールを長期間、社内規程に反映しないまま運用していた**

■ **審査資料の承認者がライン外専門家のコメントへの対応結果を確認するよう定めたルールがなかった**

＜原子力土建部の品質保証機能＞

■ **品質保証担当は、指導、助言を行うなど、牽制機能を発揮できていなかった**

方法①・②について

	方法①	方法②
実施に至った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 遅くとも2012年頃以降には行われるようになっていたが、経緯の詳細は、現時点では確定できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査において、「A-17断層による地震」を検討用地震として追加すること、さらに、より厳しい評価条件の考慮が求められたこと等により、改めて地震動の計算・解析を行う必要が生じた。 上記の状況下で、方法②が行われた。 (次スライド参照)
期間・ 対象の代表波数※	<ul style="list-style-type: none"> 2012年から2021年度まで、225ケースのうち、少なくとも105ケースで行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度に少なくとも3ケースで行われていた。 (聞き取りによると、2018年から2019年頃、225ケースのうち、80ケースで行われていた)
行為者・関与者	<ul style="list-style-type: none"> 原子力土建部内で行われていたことは確認されているが、他の部署を含む行為者・関与者の具体的な範囲は、現時点では確定できていない。 	

※委託報告書等からは方法①又は方法②に該当するか否かを判断できる根拠が読み取れず、追加調査が必要なものが77ケースあることから、ケース数は変更となる可能性がある。

方法②が行われることになった経緯・具体的方法（詳細）

方法①が行われるようになった経緯等の詳細は現時点では確定できていない。

方法②については、以下の通りと考えられる。

- 2018年5月の審査会合において、内陸地殻内地震のうち、A-17断層による地震を「検討用地震として選定すること」との指摘を受け、A-17断層による地震を検討用地震として選定することを表明した。また、当時「8km」と設定していた敷地周辺の活断層の地震発生層上端の深さ設定について、「もう少し浅く設定すること」との指摘を受け、「5km」とすることを表明した。
- 地震発生層上端の深さを「5km」に設定し直すにあたり、**改めて地震動の計算・解析を行う必要**が生じた。
- こうした状況下で、方法①では適当な代表波が選定できなかったため、複数のセット（例えば100セット）を構成する全ての波（例えば、20波×100セットの2000波）の中から、Ss-Dに収まる波を抽出し、適当な波を代表波として選定した。また、当該代表波が、「20組の地震動」の中で、平均値との残差が最小のものとなるように、全ての波の中から、残りの19波を選定した（**方法②**）。
- また、**プレート間地震はもともと地震動が大きく、連動ケースではより厳しい結果になることがあらかじめ見込まれたため、方法①では適当な代表波がないことの確認は行わず、当初から方法②が採られた。**
- 具体的には、連動評価に用いる分岐断層等の波の複数のセットとプレート間地震の複数のセットの波とを足し合わせた波の中から、Ss-Dを大幅に超過しないように一定の基準値に収まる波を抽出し、適当な波を代表波として選定した。また、当該代表波が、「20組の地震動」の中で、平均値との残差が最小のものとなるように、残りの19波を選定した。

代表波選定方法に関する調査の結果

- 225ケースの代表波選定方法について、委託報告書等から確認できる範囲で整理した結果は、以下の通り。
- なお、委託報告書等からは方法①又は方法②に該当するか否かを判断できる根拠が読み取れず、追加調査が必要なものが77ケースあることから、ケース数は変更となる可能性がある。（関係者への聞き取りによると、方法②は80ケース）

分類	代表波の選定方法	波の数	
方法①	「20組の地震動とその代表波」の <u>セットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波*」を選定する方法</u> (*当該セットにおける平均に最も近い波)	105	
		※1	29※2
			6※3
方法②	意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、 <u>残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成する方法</u>	3	
		※1	2※2
要追加調査	委託報告書等だけでは <u>代表波の選定方法を判断できる根拠が読み取れず、追加調査が必要なもの</u>	77	
		※1	3※3
合計		225	

※1 方法①、方法②又は要追加調査のそれぞれに該当する震源モデル（基本震源モデル等）をもとに、不確かさ（アスペリティの応力降下量等）や地震動の顕著な増幅の影響を考慮した上で、基本震源モデル等の代表波と同じ乱数を用いて代表波が選定されているもの。（報告書では「その他」として整理）

※2 地震動のセットを多数作成（合計31ケース）

※3 地震動のセットを1セット作成（合計9ケース）

内部からの複数回の指摘とこれに対する対応

- 2018年以降、原子力土建部内では、方法①ないし②の問題について審査資料に記載されていないことなどを問題視する指摘が複数回にわたって繰り返さされていたが、社内において審査資料等が改められることはなかった。

<内部からの指摘の内容>

時期	指摘の内容
2018年8月	<u>審査資料に代表波の選定方法が記載されていないこと</u> などを理由として、 <u>算定プロセスが明確になっていない</u> と指摘あり
それ以降	<u>審査資料の記載や方法②の疑義がある</u> との指摘、また、 <u>審査資料に実際に行っていることを記載すべき</u> との意見が繰り返しあり

2025年5月の原子力規制庁からの調査依頼の連絡以降の当社の対応状況

時期	対応状況	
2025年5月15日	原子力規制庁からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁から当社に対して、基準地震動の策定に関する調査依頼連絡
5月21日	原子力規制庁との第1回面談	<ul style="list-style-type: none"> 面談後、<u>社長等に対して、面談結果及び技術的に説明・対応できる内容</u>である旨報告（<u>不適切な事象やその疑いがあるとの報告はなかった</u>）
7月24日 ～10月30日	原子力規制庁との第2～4回面談	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁から面談で要請された事項等について説明（断層モデル法に基づく代表波の選定プロセス等） 第4回面談で代表波選定に係る委託報告書等の原本確認が要請された
11月25～26日、 12月1日	コンプライアンス本部への報告	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス本部に対し、<u>委託報告書に方法①・②が読み取れる記載</u>があることを報告
12月2日	社長等への報告	<ul style="list-style-type: none"> <u>社長等へ方法①・②の問題を報告</u>、事実関係の調査指示
12月5日～26日	外部弁護士による調査	<ul style="list-style-type: none"> 外部弁護士による関係者への聞き取り等の社内調査を実施
12月18日	原子力規制庁への報告	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁へ方法①・②の問題を報告
12月23日	取締役会への報告	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会へ社内調査の結果等を報告
2026年1月5日	調査委員会設置及び報告徴収受領	<ul style="list-style-type: none"> 調査委員会の設置を取締役会で決議（<u>プレスリリース実施</u>） 経済産業大臣から報告徴収を受領
1月14日	報告徴収受領	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会から報告徴収を受領

(参考) 対応の方向性

- 本事案について、現時点で事実として認定・報告できる事項は限定的なものとなっている。一方で、現時点で判明している事実を踏まえ、**当社として改善すべき事項については、先行的に整理し、着実に取り組んでいく必要がある。**
- こうした考えに基づき、当社は、**ステークホルダーの皆さまから再び信頼される企業へと生まれ変わるため、(1)意識・行動の変革、(2)組織・組織風土の変革、(3)ルール・仕組みの強化を柱とする対応を推進していく。**
- **今回示した対応の方向性について、今後、実施及び具体化に向けた検討を進めるとともに、「解体的再構築に向けた検討会議」での課題検証や議論を継続し、更なる変革を推進していく。**
- また、調査委員会による調査結果も踏まえ、**更なる対応を速やかに検討・立案し、全社を挙げて取り組んでいく。**

分類	対応の方向性	
	原子力本部	全社
意識・行動の変革	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力本部長ら幹部職員からのメッセージ発信、従業員との対話、ディスカッション、教育・研修 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 新たに制定予定の行動規範（Core Values）を用いた経営層の率先垂範、各階層に対する実践的な教育・啓発の継続的な実施
組織・組織風土の変革	<ul style="list-style-type: none"> • 他部門出身の副本部長による原子力部門の風土改革 • 他部門や社外との人事交流、外部の目や意見を取り入れる仕組みの導入、発電所と本店との距離感を縮める方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 人事交流の加速や多面観察の更なる活用等、透明性・心理的安全性を高める人事制度の導入 • 若年層による将来の中部電力グループに関する検討・提言を踏まえた施策の展開
ルール・仕組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> • 外部の目を取り入れた業務プロセスの整備・明確化 • 原子力本部長直轄の品質保証組織の新設 • 内部監査の強化 	<ul style="list-style-type: none"> • リスクマネジメント対象・取り組みの拡充

(参考) 類似事案調査

1 調査方法

- 現時点までの類似事案の調査にあたっては、浜岡原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請において、原子力規制委員会に提出している最終の審査資料を対象とし、以下の観点で調査した。
- なお、今後、調査委員会の調査結果を確認したうえで、追加調査の可否を検討する。

「審査会合での説明内容と異なる手法で解析を実施していないか」

⇒調査①：審査資料に記載されている「解析の条件・手法・結果」と、そのエビデンスとなる技術文書との整合性確認

「意図的な方法で解析が実施されていないか」

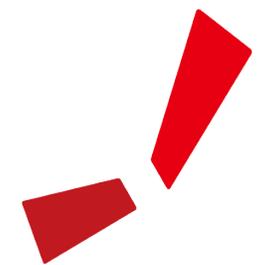
⇒調査②：審査資料作成のエビデンスとなる技術文書に記載されている「解析の条件・手法・結果」について、当社からの妥当性に疑義のある不適切な指示の有無の確認

2 調査の体制

- 審査資料作成グループ (A) 及び原子力部門内の他グループ (B) による全数確認を実施

3 調査結果 (進捗状況)

	調査①	調査②
調査対象	4号炉審査資料 (地震動 (ハザード) 評価を除く) を優先して調査	
調査進捗	<ul style="list-style-type: none"> ・Aグループによる全数確認完了 ・今後Bグループによる全数確認実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・AB両グループによる全数確認完了
調査結果	これまでの調査では、類似事案は確認されていない	



中部電力